

苫小牧市民活動センター条例施行規則の一部改正について

1 苫小牧市民活動センター条例施行規則の一部改正の目的

苫小牧市民活動センターは、社会福祉活動、男女平等参画推進活動等の促進などを目的として、平成6年10月の開設以来、多くの市民にご利用いただいております。

今般、当センターの利用者アンケート等をもとに使用許可の申請に係る規定に関し、申請期間の見直しを図るとともに社会福祉や男女平等参画推進を目的とした活動をより利用しやすくすることを目的に改正をするものです。

なお、改正規則の施行は、令和5年9月1日を予定しています。

2 予定している規則の一部改正内容（第6条第2項）

<現 行>

施設名	使用目的	使用許可申請期間
社会福祉センター	使用許可申請期間に対応した使用目的の規定なし	使用予定日の6月前から前日まで
男女平等参画推進センター	使用許可申請期間に対応した使用目的の規定なし	使用予定日の6月前から前日まで
多目的ホール	社会福祉活動又は男女平等参画推進活動	使用予定日の6月前から前日まで
	社会福祉活動又は男女平等参画推進活動以外	使用予定日の3月前から前日まで
市民ギャラリー	使用許可申請期間に対応した使用目的の規定なし	使用予定日の6月前から前日まで

<改正内容>

施設名	使用目的	使用許可申請期間
社会福祉センター	社会福祉活動又は男女平等参画推進活動	使用予定日の属する月の6月前から前日まで
	社会福祉活動又は男女平等参画推進活動以外	使用予定日の属する月の3月前から前日まで
男女平等参画推進センター	社会福祉活動又は男女平等参画推進活動	使用予定日の属する月の6月前から前日まで
	社会福祉活動又は男女平等参画推進活動以外	使用予定日の属する月の3月前から前日まで
多目的ホール	社会福祉活動又は男女平等参画推進活動	使用予定日の属する月の6月前から前日まで
	社会福祉活動又は男女平等参画推進活動以外	使用予定日の属する月の3月前から前日まで
市民ギャラリー	使用許可申請期間に対応した使用目的の規定なし	使用予定日の属する月の6月前から前日まで